

第8回 双葉町復興まちづくり委員会 議事概要

■日 時 : 平成25年1月31日(木) 午後1時00分～午後4時30分

■場 所 : 双葉町役場埼玉支所 4階 家庭科室

■出席者 : 別紙座席表のとおり

■議事概要

1. 開会

2. 議事

(1) 中間貯蔵施設の概要について

参考資料 3-1、3-2、3-3 に基づき、事務局より説明後、質疑。委員の主な意見は、以下のとおり。

- 中間貯蔵に関しては住民の声を聞く場を設けると度々言われているがいつ頃行うのか。この問題を避けては、復興は一步も進んでいかないのではないか。
- 中間貯蔵施設は専門的に難しい問題だが、一つの町で対応するのではなく、他の関係町村と連携して対応した方が、国に対しても効果的ではないか。
- 双葉町が中間貯蔵施設を受け入れた時は町が終わる時であり、町はその覚悟を持って進めているのか。また、県も30年以内に県外に持ち出すことを国との間で確約させなければ、最終処分場になってしまうという危機感を持つべき。
- 我々にとって復興の陰でどうしても賠償問題がつかまとう。様々な問題を解決していくためには町単独だけではなく8町村が一緒になって思いを訴えていくべき。また、町側の体制も町の状況や思いを町民に対してその都度説明し、町民の声を聞くことを優先していくべき。

(2) 今後の委員会の進め方について

今後の委員会の進め方について、三井所清典委員長より次々回を3月下旬に開催することについて説明し、意見交換の後、了承。その際の委員の主な意見は、以下のとおり。

- 我々委員は各種団体等で選ばれた責任ある立場で出席し、町民の声を吸い上げ、町民の代表としてそれをまとめて町長に答申するのが役目である。
- 我々委員は町長・議員が変わろうと関係なく、淡々と与えられた仕事をこなしていけばよいのではないか。
- この委員会の役割はできるだけ多くの町民の声を実現化させることであるから、そのためのデータ整理・分析に時間を要するということであるなら

- ば、ある程度まとまった段階で委員会を再開することでよいのではないか。
- これまで我々委員も様々な議論や意見を出してきており、委員会は淡々と進めていくべきと思う一方で、最終的な報告書をまとめていくための調査分析に若干の時間を要するという事は理解できる。
 - この委員会は町長や議会とは独立しており、ここで決定したことは町民の総意として捉えるべきであり、政治によってご破算になるようなことがあってはならない。毅然とした態度で臨んでいけば良い。
 - 我々は、町の色々な政治情勢に左右されず、これからの双葉町をどのように良くしていくかということだけを中心に考えていけばよいのではないか。

(3) 計画の骨子案について

資料 2 に基づき、事務局より説明後、質疑。委員の主な意見は、以下のとおり。

- 帰還目標の暫定 30 年後について、前回欠席したのでそこで議論して決着済ならよいが、30 年という文言を掲げることに重大な懸念を持つ。30 年という数字は私には理解できない。町民に 30 年間待てというのは無理ではないか。また、双葉町だけがこのような特殊なビジョンを持つことは双葉郡内の連携という意味でも支障を来す可能性が高い。30 年が示された場合の町民のモチベーションへの影響が懸念される。
- 私も前回欠席したので経緯が分からないが、帰還目標の考え方について文章が後退した感がある。年間 1m Sv になったら帰るということではなく、1m Sv にさせて、帰還を早められるように国や県を動かしてやっていく、5 年が駄目なら 10 年で町民全部を帰還させるという様なまとめ方をしないと、町民は納得しないのではないか。前向きに国、県を動かしていくという文言にしてもらいたい。
- 町民が避難先において肩身の狭い不安定な状況に置かれている中、30 年という数字は町民が町から転出する動きを加速させ、町が崩壊する突破口になるのではないか。30 年という数字はあまり軽々しく出せるようなものではない。
- 町民の中には高線量のため帰れない人と帰らない人がいることも認識すべき。そうした人達の決心を促すためにも目標時期は入れるべきで、個人的には 30 年でも少ないと思う。将来世代のことも考慮して、放射能のない場所に新しい双葉地区を作るべき。
- チェルノブイリでも 250 年帰れず、その 10 分の 1 としても 5 年や 10 年で帰ることができない現実があることを認識すべき。帰る、帰らないの判断は、一部の町民が帰るとしても町機能が整わなければ生活できないこと、

帰りたい高齢者が帰ると言っても高齢者の街はできないので若い世代が新たな被曝をする可能性が出てくるがその責任の所在、中間貯蔵施設が最終処分場になる可能性、賠償額の差によって生じる地域の分断など町が抱える様々な現実を総合的に考えた上で議論しなければならない。

- 30年は長すぎる。町民が帰還できるような生活環境づくりに国や県がもっと積極的に関わるよう訴えるべきではないか。今後の技術開発の進展も含め、もう少し町民が期待を持てるような文言にすべき。
- 長期間帰還できないことを前提に、仮の町で定住できるような生活環境を構築するのであれば、仮の町の位置づけも一定の整理が必要。また、町民一人一人の生活再建と町民の絆の維持発展をどう両立させるのかについても検討すべき。
- 帰還目標の設定は必要であり、30年という目安も良いと思うが、5年毎の見直しは長すぎるので、毎年とか随時という表現に変えるべきではないか。
- 暫定30年後は前回委員会での議論を踏まえて決定したことは理解するが、本日の他の委員からの懸念も考慮して、帰還は暫定的に30年後とするが、「可能な限り帰還できるように進める」とか「可能な限り早く帰れるような目標をつくる」といったような前向きな意味合いが出るように文言を修正できないか。
- 30年という期間に対する町民の受け止め方は様々かと思うが、30年後という暫定目標に設定するにしても、その前提として、目標の定期的な見直し及び帰還条件としての年間1m Sv以下があるのであれば、致し方ないのではないか。
- 町長の30年後という考えには、国に対してその間補償させるという意味合いも含まれていることには留意すべき。30年はあまり言いたくない数字だが、仕方がないかと思う。
- 骨子案P3の下から4行目に「健康な生活、教育、医療が適切に受けられる環境を整備する」とあるが、これらは全ての国民が法の下で等しく享受できる権利があることは当然の前提として、「同じ情報」を等しく受ける権利もあるのではないか。
- 県外の借上げ住宅の2回目以降の移転の制限に関して、県内から県内、県外から県内は2回まで認められるにもかかわらず、県外から県外は1回しか認められないのは、同じ被災者であるにも関わらず不平等ではないか。再考を強く願いたい。
- 借上げ住宅の移転の制限に関して、やむを得ない場合には例外として運用上認められるというが、我々が今避難先に居るのは原子力災害が原因でや

むを得なく居るわけであるから、原子力被災者全員に対して例外措置を認めてほしい。

- 福島県の場合、放射能があるが故に復興を進めたくても進められない現実があるため、借上げ住宅制度の根拠法である災害救助法の改正も含めて検討すべき。
- 今回の骨子案の中で、仮の町は町民の生活再建の中の柱になっているが、仮の町は単に生活再建の場のみならず、町民の絆・ネットワークの場としての役割もあるため、その点をもう少し強調してもよいのではないか。
- 仮の町に住まない方も含めた生活支援とあるが、教育や仕事の関係でやむを得ず町から転出せざるを得ない町民に対しても、何からの支援が必要ではないか。
- 仮の町の名称について、帰れない人や帰らない人のために、新生双葉地区というような言葉も必要ではないか。
- 帰還まで長期間が予想される中で、町づくりの実現に向けた取組・体制についても、我々世代がどこまで行い、どの時点で次の世代に引き継いでいくのかといった一定の区切りをつけていくべきではないか。例えば、3年で一つの区切りをつけることも必要ではないか。
- 仮に帰還を前提としない新生双葉町を作る場合でも、単に新たな物理的空間だけを作るのではなく、そこに新たなコミュニティを如何に形成していくのか、双葉町で築き上げてきたものを如何に引き継いでいくのか等検討していく必要があるのではないか。
- 仮の町の機能の中で、役場機能を置くべきか否かについても議論が必要ではないか。
- 仮の町の機能については、役場機能、学校、商店街、医療機関等をきちんと整備して、町民が一人でも多く入ってくるような大きな拠点となる仮の町をつくとともに、ある程度の規模がある所には分散型の小さな拠点を作って少しでも町民が集まれる環境を作っていくべきではないか。また、仮の町の名称は、公募を通じて町民から募ればよいのではないか。
- 役場機能は、やはり住民の多い所に置くのが基本ではないか。
- 原発被災者が補償金を元手に浜通りに家を購入することにより例えばいわきで土地が急騰しているが、その反面、いわき市民が家を購入できずにおり、見えない軋轢を生み出している状況が出ている。実は同じことが27年前のチェルノブイリでもあったことに留意すべき。
- 今後、仮の町において復興住宅を整備していく中でそこに移り住む町民もいれば、別の地への定住を選択する町民もいる中で、それぞれのコミュニ

ティの間を通信等を駆使して如何に絆を維持していくのかが課題になるだろう。

- 仮の町の形態について、本来であれば集中型の方が望ましいが、他方で受入自治体側の事情も踏まえれば、果たして集中型が本当に可能なのか、分散型にならざるをえないのではないか。
- 今度いわきの植田に役場機能の移転が行われるが、それと併せて学校、老人ホームなどの施設も一緒に揃えることを検討した方がよいのではないか。
- 骨子案の第 4 章の中で「計画の実施に当たって、双葉郡内各町村との連携を強化していく」とあるが、他の 7 町村と足並みを揃えさせられることによって、この計画が台無しになるようなことがあってはならない。

(3) その他

3. 閉会

第8回双葉町復興まちづくり委員会座席表

(敬称略)

岡村 隆夫
三井所 清典

1 日時 平成25年1月31日(木)

全体 13:00~14:00
部会 14:15~15:45
全体 16:00~16:30

2 場所 双葉町埼玉支所 4階家庭科室

福島県
避難地域復興課
安齋 浩記
総括主幹兼副課長

福島県
避難地域復興課
須田 悠
主事

(代理)税務課
志賀 公夫
課長補佐

生涯学習課
今泉 祐一
課長

(関係者)
(関係者)

田中 清一郎
高野 重紘
大橋 庸一
高野 泉
吉田 岑子
宗像 邦浩
岩元 善一
松本 浩一
荒木 幸子

清水 修二	駒田 義誌	相楽
宇杉 和夫	事務局 平岩 邦弘	事務局 橋本
木村 真三		西牧
竹原 天	井上 一芳	吉野
藤田 博司	(代理) 津島 義勝	事務局 尾崎
齊藤 宗一	武内 裕美	山崎
木幡 敏郎	(代理) 板倉 幸美	松崎
西内 芳徳	(代理) 朝田 幸伸	事務局 森
	(代理) 鈴木 健一	
鶴沼 友恵	山下 正夫	
渡邊 ゆかり	大橋 利一	事務局